



同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的過程において形づくられた身分による差別によって、日本国民の一部の人々が、現在も基本的人権を侵害されているという問題です。

同和問題は多くの人々の努力によって解決に向けて進んでいますが、依然としてわが国の重要な課題であることを認識しなければなりません。同和問題の早期解決のために、一人ひとりが自分自身の課題としてとらえ、具体的な行動につなげていくことが大切です。

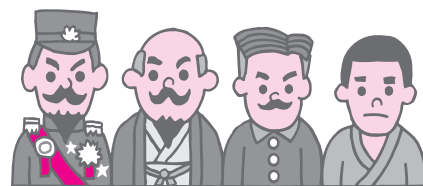
I

同和問題解決へのあゆみ

明治維新と「解放令」

明治政府は、近代化をめざして、「富国強兵」「殖産興業」「文明開化」を掲げるとともに、「四民平等」を唱え、1869年(明治2年)には、天皇の一族を「皇族」、もとの公家や大名を「華族」、武士を「士族」、農民や町人を「平民」としました。そして、1871年(明治4年)には、「えた・非人等の名称を廃止し、身分・職業とも平民と同じにする」といういわゆる「解放令」が出されました。しかし、この「解放令」は、単に蔑称の廃止を宣言したにとどまり、被差別部落の人々が実質的に差別と貧困から解放されるための具体的な施策をとらなかったものではありませんでした。

このため、被差別部落の人々は、納税、兵役、教育の義務を負う一方、皮革製造などの特権が奪われ、その生活は一層苦しいものとなりました。生活に苦しむ被差別部落の人々は、低賃金や悪い労働条件のもとで働かざるを得ませんでした。



全国水平社の創立

1914年(大正3年)に起こった第1次世界大戦以後、日本の資本主義経済はめざましく発展しましたが、農民、漁民、都市労働者などは低所得、低賃金に苦しんでいました。その後、政府がシベリア出兵を決めたことから大商人たちが米の買い占めを行ったため、1918年(大正7年)に全国的に「米騒動」が起こり、とりわけ苦しい生活を余儀なくされていた被差別部落の人々もこれに多数参加しました。



このことから、社会的に被差別部落の問題についての認識が高まり、1920年(大正9年)に初めてこの問題解決のための費用が予算化されました。当時の考えは、差別されている被差別部落の人々に同情や慈悲を施すという「融和政策」といわれるものでした。

この時期には、国民多数に参政権を求める運動や婦人解放運動、労働運動、農民運動、さらにはロシア革命の影響による社会主義運動などいわゆる「大正デモクラシー」が起こりました。被差別部落の人々も、自らの手で解放を勝ち取ろうとする気運が全国的に高まり、1922年(大正11年)、京都の岡崎公会堂で「全国水平社」の創立大会が開かれました。この水平社運動は、被差別部落の人々の基本的人権の自覚を促すとともに、部落差別がいかに不当であるかを社会に認識させることとなりました。

全国水平社創立大会の宣言

「全国に散在する部落の人々よ、団結せよ。ここにわれわれが人間を尊敬することによって、自らを解放しようとする運動を起こしたのは当然である。われわれは、心から人生の熱と光を求めるものである。水平社はこうして生まれた。人の世に熱あれ、人間に光あれ。」(一部要約)

戦後の民主化

1945年(昭和20年)第2次世界大戦が終了し、翌年、「日本国憲法」が公布され、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則がうたわれました。しかし、戦争によって荒廃した社会・経済情勢のもとで国民生活は苦しく、特に被差別部落の人々の窮乏は著しいものでした。このような中で、1946年(昭和21年)に水平社運動の伝統を受け継いだ「部落解放全国委員会」が結成されました。部落解放全国委員会では、被差別部落の人々が受けている差別の原因が貧困にあることを明らかにし、生活を守ることを中心とした運動を積極的に展開しました。1951年(昭和26年)の「オール・ロマンス」事件をとおり、部落差別を放置してきた行政の責任が明らかになり、行政施策を要求する運動が全国的に広がっていきました。

「オール・ロマンス」事件

京都市職員が「オール・ロマンス」という雑誌に、「特殊部落」という小説を寄稿し、同和地区を差別的に描写したとされる事件。この事件をきっかけに、部落解放全国委員会は被差別部落の生活環境の低位な実態や差別の存在とその責任が行政にあることを指摘し、市は同和行政推進のための積極的施策を行うようになりました。この事件は、その後の解放運動や行政施策に大きな影響を与えました。

同和問題解決への国の総合的施策

国では1961年(昭和36年)に「同和対策審議会」が設置され、1965年(昭和40年)に答申が出されました。この答申では、「同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題であり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と明記されました。

この答申を受けて、1969年(昭和44年)に「同和対策事業特別措置法(同対法)」が制定され、同和問題の解決に向けて本格的な取組が始まりました。この法律は10年間の時限立法でしたが、1979年(昭和54年)に3年間の延長がされました。さらに残された課題を解消するため、1982年(昭和57年)には、対象地区とその周辺地区との一体化を図るなどの趣旨を盛り込んだ「地域改善対策特別措置法(地対法)」が5年間の時限立法として制定されました。

1987年(昭和62年)からは、一般対策への円滑な移行を図ることを目的とした「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」が5年間の時限立法として制定されました。その後も1992年(平成4年)に同法の一部が改正され、5年間延長されました。

特別措置法による施策(特別対策)の必要性

特別対策は同和地区の劣悪な生活環境と経済的低位性を、期限付きで迅速な事業の推進により早急に改善することを目的としたものであり、その実施を通じて差別と貧困の悪循環を断ち切り、同和問題の解決、すなわち部落差別の解消を図るために実施されてきました。



その後、地対財特法の失効後の方策について検討が重ねられた結果、1996年(平成8年)5月、地域改善対策協議会(地対協)から「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」意見具申が出されました。



意見具申の主な内容

- 事業関係… 特別対策は1997年(平成9年)3月で終了し、基本的には一般対策に移行する。
- 教育啓発… これまでの成果と手法への評価を踏まえ、人権教育、啓発に発展的に再構築する。
- 被害救済… あらゆる人権侵害に対して、被害の救済を含めてより有効な対応が図られるよう、人権擁護制度の充実強化に取り組む。

これを踏まえて「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」の閣議決定がなされました。そして、翌年1997年(平成9年)に地対財特法の一部改正が行われ、15の事業に限り5年の経過措置が講じられました。

こうして、2002年(平成14年)3月に同法が失効したことから、同和地区、同和関係者を対象とする特別対策は終了し、これまで特別対策の対象とされた地域においても、他の地域と同様に必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととされました。

このように同和問題の解決に向けた取組が実施されてきましたが、2016年(平成28年)12月に、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。



滋賀県の実績

国の同和対策審議会答申や同対法が制定された状況を踏まえて、1971年（昭和46年）に滋賀県同和対策審議会から「同和対策の推進方策について」の答申が出され、同年に「滋賀県同和対策長期計画」を策定し、同和地区における経済力の培養、住民の生活安定、福祉および教育・文化水準の向上などを図るとともに、すべての県民の同和問題に対する理解と認識を深めるための啓発など、各種の施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

1982年（昭和57年）には、地対法の制定趣旨や県同和対策審議会の意見などを踏まえ、本県の実態に即した「滋賀県同和対策総合推進計画」を策定しました。さらに、1987年（昭和62年）には、地対財特法の制定趣旨を踏まえた最終的な総合計画として「滋賀県同和対策新総合推進計画」を策定し、1993年（平成5年）には、その改訂計画を策定し、各種施策を推進してきました。その結果、全体的には同和地区の生活実態は大幅に改善・向上し、特に生活環境の整備を中心とする物的事業は相当の成果を収めてきました。

しかし、依然として予断と偏見による差別事象が発生していることや教育、就労等の面で課題が残されていました。

こうしたことから、地対協の意見具申および政府閣議決定を踏まえ、滋賀県におけるこれまでの取組の成果と反省をもとに検討を加え、1997年（平成9年）「今後の同和行政に関する基本方針」を策定し、同和問題の解決に向けて取組を進めています。

また、2016年（平成28年）12月に施行された「部落差別解消推進法」では、地方公共団体の役割として、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国および他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとされており、同和問題の早期解決に向けて、引き続き「相談体制の充実」、「教育及び啓発」などの取組を進めていくこととしています。

今後の同和行政に関する基本方針

- 基本的には、特別対策は1997年（平成9年）3月で終了し、残された課題は一般対策で解決を図る。一部の事業については、特別対策を経過措置として実施する。
- 残された課題解決に向けて、既存の一般対策では対応が困難な分野は一般対策に工夫を加えて対応する。
- 差別意識の解消に向けた取組は、人権教育・人権啓発に再構成して推進する。

同和問題解決に向けての法整備等の状況

年 代		国の総合的施策	滋賀県の取組
西暦	昭和		
1961	36	同和対策審議会設置	滋賀県同和対策審議会設置
1965	40	同和対策審議会の答申	
1969	44	「同和対策事業特別措置法」施行（10年）	
1971	46		滋賀県同和対策審議会の答申 「滋賀県同和対策長期計画」策定
1976	51		「滋賀県同和対策長期計画」改訂
1979	54	「同対法」（3年延長）	
1982	57	「地域改善対策特別措置法」施行（5年）	「滋賀県同和対策総合推進計画」策定
1987	62	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行（5年）	「滋賀県同和対策新総合推進計画」策定
	平成		
1989	元		「同和問題に関する啓発活動のあり方」策定
1992	4	「地対財特法の一部を改正する法律」施行（5年）	
1993	5		「滋賀県同和対策新総合推進計画（改訂計画）」策定
1996	8	5月 地域改善対策協議会から意見具申 7月 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」を閣議決定	
1997	9	「地対財特法の一部を改正する法律」施行（5年）	「今後の同和行政に関する基本方針」策定
2002	14	3月 地対財特法失効	
2016	28	12月「部落差別の解消の推進に関する法律」施行	

II

同和問題の現状と課題

特別対策によって、住宅、道路等の物的な生活環境については改善が進み、大きな成果を収めました。教育、就労面での課題や、心理的差別などの課題が残されていることから、特別対策終了後は一般対策により、課題の解決に向けて取り組んできたところです。

人権教育啓発推進法や部落差別解消推進法に基づき、これからも引き続き、基本的人権の尊重される社会づくりを目標に課題の解決に向けて積極的に取り組む必要があります。

差別意識の解消

県では同和問題は基本的人権に関わる重大な問題として、教育・啓発活動を積極的に推進してきました。この結果、県民の同和問題に対する理解・認識は徐々に深まっていますが、未だに差別事象が発生するなどの課題が残されています。県民一人ひとりが自らの問題として主体的に取り組むことができるよう、教育・啓発活動の積極的な推進が求められています。

教育の向上

学校・園と家庭、地域が連携し、基本的生活習慣の確立や学力の向上などに取り組んできました。この結果、高等学校への進学者は著しく増加してきましたが、大学等への進学者が少ないという状況、中途退学や長期欠席、不登校などの課題があります。

就労の安定

同和地区の産業を振興し、就労の安定を図ることは、同和地区の人々の生活基盤を確立するうえで重要なことです。このため、職業相談体制の確立や職業訓練制度の充実、就職の斡旋の強化に努めるとともに、企業に対して就職の機会均等の保障や公正な採用選考の実施についての啓発指導を積極的に行ってきました。その結果、新規卒卒者を中心に安定就労者の割合が高くなってきました。

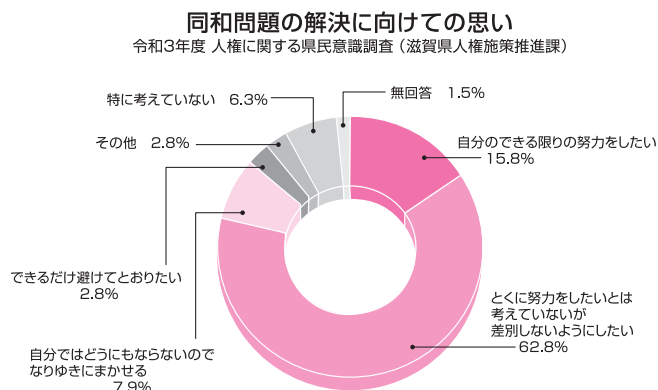
しかし、近年、非正規雇用が拡大するなど厳しい雇用情勢や、就職時の採用選考における不適正な質問も未だに発生しているなどの課題があります。

III

同和問題の解決に向けて

同和問題の認識

「人権に関する県民意識調査（令和3年度滋賀県）」の結果では、「同和問題の解決に向けての思い」について、「自分のできる限りの努力をしたい」あるいは「とくに努力をしたいとは思っていないが、差別しないようにしたい」と回答した人は78.6%でした。一方、自分が住宅を選ぶ際に近隣に同和地区がある物件の場合、「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」という考えの人は43.8%という結果が出ています（P13参照）。同和問題が自分の問題となったときに、いかに差別をなくす立場に立ち、行動できるかが重要となります。





分散して住んでも解決しません

「同和地区の人たちが、固まって住んでいるから差別されるんだ。分散して住めば、同和問題は解決する。」というのは、部落差別は差別される側に問題があるという誤った考え方です。

すでに地区外に出ている地区出身者やその家族でも、身元調査により差別されるということもあります。

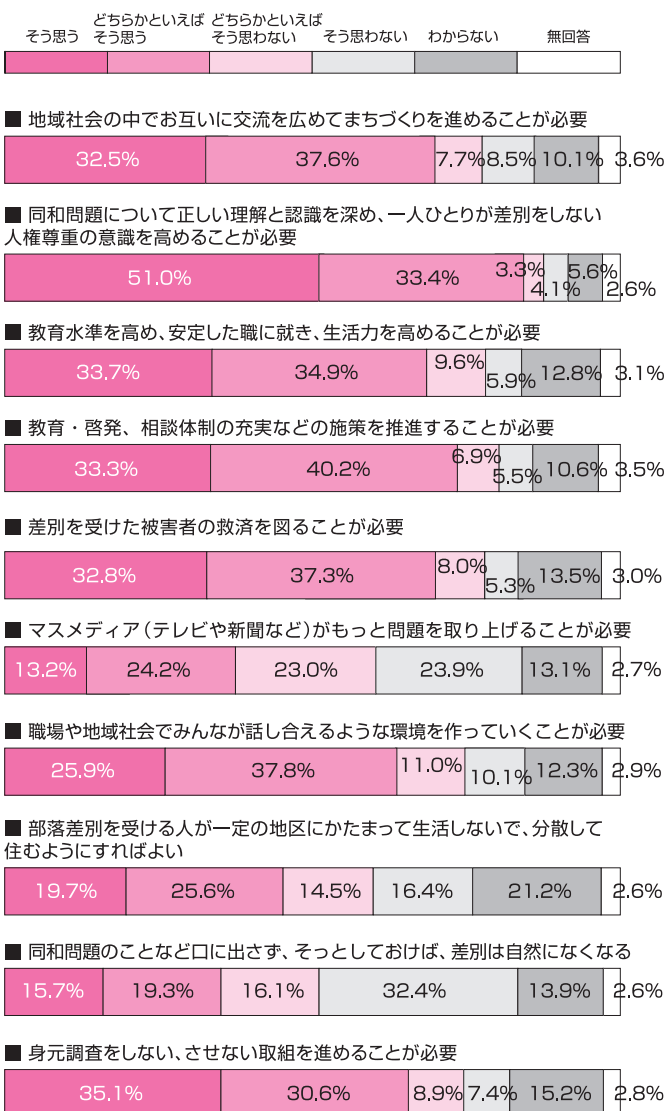
どこに住んでも、だれもが安心して、幸せに過ごせる社会をつくるのが大切です。

「寝た子を起こすな」は誤りです

「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」という考え方は「寝た子を起こすな」論と言われていますが、この考え方は現に差別を受けている人たちに我慢を強いるものです。

また、ネット上には差別を助長する書き込みがあり、こうした情報に接した人が書き込みを鵜呑みにすることで、結果的に差別を温存する側になってしまう可能性があります。

同和問題の解決方法についての考え方 令和3年度 人権に関する県民意識調査
(滋賀県人権施策推進課)



差別意識の解消に向けて

同和問題を解決するためには、同和問題は基本的人権に関わる問題であることを改めて認識し、同和問題を自分自身の課題としてとらえ、一人ひとりの意識の高揚と行動へつなげていくことが大切です。

● インターネット上の差別書き込み等について

だれでも自由に書き込みができるインターネットの掲示板やSNSなどで、同和問題に関する差別的な内容の書き込みが数多くみられます。このような掲示板は、自分の名前や顔をだれにも知られることなく相手との会話形式で書き込みが進んでいくため、時として話がエスカレートして、誇張されたり過激な表現になったりします。いったんネット上に掲載された情報は瞬時に世界中に拡散され、すべてを削除することは困難です。このように、インターネット上の差別書き込みは、社会的に大きな問題となっており、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化を踏まえ」と、部落差別解消推進法の制定の背景にもなっています。

また、駅や量販店のトイレなどでの差別落書きが現在でも発生しています。

これらは、同和問題を正しく理解していない人に同和地区に対するマイナスイメージをうえつけ、ひいては部落差別を助長・拡散することになります。

県や市町、法務局などの関係機関が連携して、差別書き込みなどへの対応や啓発活動を行っていますが、何よりも大切なことは、一人ひとりが人権意識を高め、差別を許さない社会をつくっていくことです。

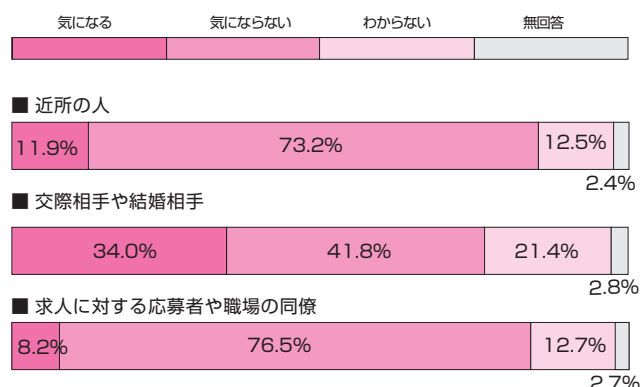
● 結婚問題について

結婚しようとする2人のうちどちらかが同和地区の出身という理由で、周囲の人たちが結婚に反対し、2人の思いが遂げられないことが今もあります。また身元調査によって出身地が調べられるなどして、結婚に反対される場合もあります。出身地について偏見をもつことや差別につながる身元調査を行うことはあってはならないことです。

憲法第24条では「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立するとされています。本人同士の意思が尊重されるよう、私たち一人ひとりが偏見による誤った考え方をただしていくことが大切です。

被差別部落出身者への認識

令和3年度 人権に関する県民意識調査
(滋賀県人権施策推進課)



● 身元調査・同和地区問い合わせについて

2005年(平成17年)、行政書士が興信所の依頼を受け戸籍謄本等を不正取得していたことが発覚し、その後の調査で当該行政書士等による戸籍の不正取得が全国的に行われていたことが明らかになりました。さらに、2021年(令和3年)にも、戸籍謄本等の不正取得で逮捕された県外の行政書士が、県内の複数の市町で不正が疑われる取得を繰り返していたことが判明しています。

また、不動産の売買や企業の採用選考にかかわって、行政に同和地区の所在を問い合わせるという事件も発生しています。

1975年(昭和50年)の部落地名総鑑事件の発覚から40年以上にわたり、行政、企業等を中心に部落差別につながる身元調査をなくしていく取組が行われてきたにもかかわらず、依然として身元調査が行なわれています。

また、近年ではインターネット上に同和地区名の一覧を掲載するなどの行為が見られます。これらの行為は、差別意識をいたずらに助長・拡散させるおそれがあり、許されるものではありません。

本県では、情報公開制度による同和地区を特定しう情報の公開請求に対し、一部非公開としたことで、最高裁まで争うこととなりましたが、本県の主張が認められました。

本人の努力や能力とは関係なく、生まれたところや住んでいるところで人を判断することはあってはならないことです。身元調査や同和地区問い合わせを許さない取組を今後も粘り強く進めなければなりません。同時にその背景には、そのような調査を行わせる社会意識があることを知り、同和問題が過去の問題ではなく現在の課題として、一人ひとりが差別をなくすための毅然とした対応をすることが必要です。

本人通知制度

本人通知制度は、戸籍などが第三者に交付された時に、本人へ知らせてくれる制度です。

戸籍などには、出生や結婚、離婚、養子縁組など、個人の大切な情報が記載されています。その戸籍などを本人が知らないうちに不正に取得する事件が発生しており、こうした不正取得を防ぐ手段として、全国で「本人通知制度」を導入する市町村が増えており、県内でもほとんどの市町でこの制度を利用できます。

この制度に少しでも多くの方が登録することにより、不正請求の早期発見や事実関係の究明が可能となり、人権侵害につながる身元調査の未然防止にもつながります。



公正な採用選考を

就職は一人ひとりの人間にとって、生活の安定や生きがいを求めるうえで、きわめて重要な意義をもっています。その採用時や入社後に、家庭の状況や出身地などで差別することは許されないことです。

近年、県内高校生における就職試験での不適正質問件数は、おおよそ横ばいの状況が続いており、調査会社による就職差別につながる身元調査が問題になった事例や採用選考時の面接において不適正な質問がみられたり、採用内定後においても不適正な書類の提出が求められたりする事例があります。また、応募段階において、インターネット等を利用し「エントリーシート」などの帳票票類に家族の状況等を入力させる新しい形の就職差別につながるおそれのある事例も見受けられます。

採用選考においては、応募者の適性と能力に基づき、人権尊重の精神を根底にした差別のない公正な採用選考システムの確立が必要です。

Ⅳ

えせ同和行為の排除に向けて

えせ同和行為とは

「えせ同和行為」とは、「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」という誤った意識に乗じて、何らかの利権を得るため、寄付を募ったり、高額な書籍を売りつけたりする不当な行為などをいいます。

「えせ同和行為」は、同和問題に対する誤った意識をうえつけ、同和問題の解決を阻む大きな要因となっており、それを未然に防止するため、県、市町、県民および事業者等が一体となった対応が求められます。

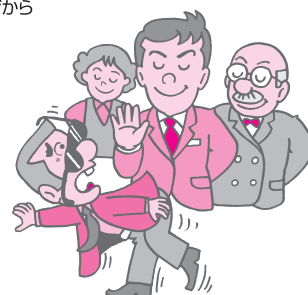
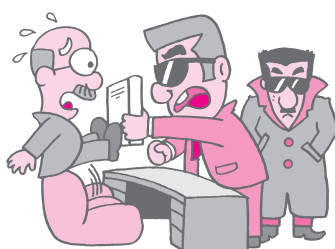
このため、滋賀県では広く県内の関係機関・団体等の参加を求め、「えせ同和行為」の排除に向けた情報収集や提供を行う総合的な取組を推進する「えせ同和行為防止滋賀県民会議」を2009年（平成21年）11月に設立しました。

同県民会議では、「えせ同和行為」に関する相談活動の実施・集約、情報収集・提供、被害の未然防止に関する研修・啓発活動などを行っています。近年、えせ同和行為の発生件数は大きく減少していますが、根絶されたわけではなく、引き続き関係者が一体となって対応していくことが必要です。

えせ同和行為を受けたときの対応の仕方 法務省ホームページから

えせ同和行為の具体例

- 機関紙・図書等物品購入の強要
- 寄付金・賛助金の強要
- 講演会・研修会への参加強要
- 下請けへの参加強要
- 機関紙等への広告掲載の強要
- 名簿の購入の強要



基本的な態度

- 不当な要求は、毅然たる態度で断固拒否しましょう。
- 同和問題への取組等を口実に不当な要求を受けたときは、「今後どうすべきか法務局の処理に委ねたい」と伝え、法務局に連絡しましょう。
- 窓口担当者に対応を任せきりにしてしまうのではなく、組織全体の問題として対応しましょう。
- 具体的な要求を受けたときは警察（全国暴力追放運動推進センター）、弁護士会、法務局へ相談しましょう。

具体的対応の要点

- 面談は当方の管理が及ぶ場所（例えば自社応接室等）で行いましょう。
- 対応者は必ず2名以上とし、幹部職員が直接対応することは、差し控えましょう。
- 面接の場合でも電話の場合でも、話の内容を録音し、または詳細に記録を取りましょう。
- 対応は、おそれず、あわてず、ゆっくりと丁寧にしましょう。